



平成 30 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 サンバイオ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森 敬太
(コード番号：4592 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
(TEL. 03-6264-3481)

ストック・オプション（新株予約権）の取得・消却及び発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 13 日開催の取締役会において、当社がすでに発行した新株予約権の一部を取得・消却することとした上で、消却される新株予約権の数の範囲内で、当社及び当社の子会社の従業員に対するストック・オプションの発行計画を当社第 5 回定時株主総会に付議するとともに、会社法第 238 条及び第 240 条に基づき、従業員及びコンサルタントに対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 既発行の新株予約権の取得及び消却について

1. 新株予約権を取得及び消却する理由

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の当社第 3 回定時株主総会において、当社及び当社子会社の従業員を割当対象者とし、最大で当社普通株式 150,000 株を目的とするストック・オプションとしての新株予約権の発行について、「サンバイオ株式会社 2016 年～2018 年従業員向けインセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2016 年インセンティブ・プラン」といいます。）をご承認いただきました。

当社は、これまで、2016 年インセンティブ・プランに基づき、第 7 回乃至第 10 回新株予約権として、すでに合計 148,400 株の当社普通株式を目的とする新株予約権を発行していますが、第 7 回乃至第 9 回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の無償取得事由に該当することとなったものがありますので、当該発行要領の規定に基づき、下記のとおり、合計 84,800 個の新株予約権（その目的である株式は、普通株式 84,800 株）について、当社にて無償取得の上、消却することを決議いたしました。

2. 新株予約権の取得及び消却日

平成 30 年 3 月 30 日

3. 取得及び消却の対象となる新株予約権

(1) 第7回新株予約権

新株予約権の割当日	平成28年5月16日
新株予約権の発行総数	83,300個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 83,300株
新株予約権の行使価額	1,766円
取得する新株予約権の数	54,300個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	54,300個

(2) 第8回新株予約権

新株予約権の割当日	平成28年11月28日
新株予約権の発行総数	29,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 29,500株
新株予約権の行使価額	1,436円
取得する新株予約権の数	25,500個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	25,500個

(3) 第9回新株予約権

新株予約権の割当日	平成29年5月12日
新株予約権の発行総数	15,600個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 15,600株
新株予約権の行使価額	1,261円
取得する新株予約権の数	5,000個
新株予約権の取得価額	無償
消却する新株予約権の数	5,000個

4. 業績に与える影響

業績に与える影響は軽微であります。

II. 従業員へのストック・オプション発行計画の定時株主総会への付議について

1. 提案の理由

当社は、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社 SanBio, Inc. の米国従業員を対象者に含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新

株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2.（1）の内容の「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けインセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2018年インセンティブ・プラン」といいます。）及び下記2.（2）の内容の「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けストック・オプション・プラン」（以下「2018年プラン」といいます。）の承認を、平成30年4月27日に開催される当社第5回定時株主総会に付議することといたしました。

2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（別紙1（5）ご参照）、割当日後の当社株価の上昇分が従業員の利益となるようにするものであり、2018年プランに基づく新株予約権は、その行使価額を1円とするにより（別紙2（5）ご参照）、従業員に実質的に株式報酬を付与しようとするものです。この両者のストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

また、2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大30,000株であり、2018年プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大6,000株であることから、これらのプランとは別に当社のコンサルタントに対して付与する新株予約権の目的である株式の数4,000株（下記Ⅲ.ご参照）と合わせても、その目的である株式の数は合計で最大40,000株であり、上記Ⅰ.記載のとおり取得・消却される新株予約権の目的である株式の数84,800株を下回るものであって、適切な規模であるものと考えております。

2. スtock・オプションの発行の計画の内容

（1）2018年インセンティブ・プランについて

別紙1「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けインセンティブ・ストック・オプション・プラン」をご覧ください。

（2）2018年プランについて

別紙2「サンバイオ株式会社 2018年～2020年従業員向けストック・オプション・プラン」をご覧ください。

Ⅲ. 従業員及びコンサルタントに対するストック・オプションとしての新株予約権の発行について

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、平成30年3月13日開催の取締役会において、会社法第238条及び第240条に基づき、当社グループの従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社グループの従業員に対して、下記2.（1）に記載の内容の第11回新株予約権を発行することを決議いたしました。これは、上記Ⅱ.記載の2018年プランに基づくものであり、平成30年4月27日に開催される当

社第5回定時株主総会において2018年プランが承認されることを行使条件とするものです（別紙3第9項(d)ご参照）。

また、最先端治療薬の開発を成功させるためには、社外協力者である当社のコンサルタントの当社グループの業績向上に向けた意欲や士気を喚起することも重要であることから、当社は、平成30年3月13日開催の取締役会において、会社法第238条及び第240条に基づき、当社のコンサルタントに対して、下記2.（2）に記載の内容の第12回新株予約権を発行することも決議いたしました。これは、当社グループの従業員に対するストック・オプションの発行計画である2018年インセンティブ・プラン及び2018年プランとは別に発行するものですが、上記Ⅱ. 1. で述べたとおり、2018年インセンティブ・プラン及び2018年プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式の数と、当社のコンサルタントに対して付与する新株予約権の目的である株式の数を合わせても、合計で最大40,000株であり、上記Ⅰ. 記載のとおり取得・消却される新株予約権の目的である株式の数84,800株を下回るものであって、適切な規模であるものと考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 第11回新株予約権について

別紙3「第11回新株予約権の発行要領」をご覧ください。

(2) 第12回新株予約権について

別紙4「第12回新株予約権の発行要領」をご覧ください。

3. 第12回新株予約権に係る割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	－（注）	
住所	－（注）	
上場会社と割当予定先との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の科学アドバイザーとして、研究開発及び事業全般に関する助言及び指導等に関する顧問契約を締結しております。

（注）今回の新株予約権は、当社の科学アドバイザーである割当予定先においてその付与を通じて当社への貢献をより強めていただき、当社の業績をより一層向上させることを目的として発行するものであり、割当予定先である個人の氏名及び住所の記載は、省略しております。

当社は、割当予定先に関し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。また、当社は、割当予定先に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認し、「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先は、当社の科学アドバイザーとして当社の研究開発及び事業全般に関する助言及び指導等をしていただいておりますところ、今回の新株予約権の付与を通じて当社への貢献をより強めていただき、当社の業績をより一層向上させることを目的として、割当予定先として選定いたしました。

以上

サンバイオ株式会社 2018年～2020年
従業員向けインセンティブ・ストック・オプション・プラン
(2018年インセンティブ・プラン)

(1) 2018年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法典第422条で定義されるところを意味する。以下「ISO」という。）又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

(2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されることを意味する。）の従業員

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大30,000株

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2018年インセンティブ・プランが終了していない限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式を、2018年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予

約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権 1 個当たりの割当時の払込金額
金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2018年インセンティブ・プランに基づく米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

(7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は

(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）規則701により認められるところから従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2018年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2018年インセンティブ・プランの有効期間

2018年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が2018年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b)当社の株主が2018年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。

(10) 2018年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供

(i) 2018年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2018年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2018年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2018年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2018年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2018年インセンティブ・プランの株主による承認

2018年インセンティブ・プランは、2018年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2018年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

サンバイオ株式会社 2018年～2020年
従業員向けストック・オプション・プラン
(2018年プラン)

- (1) 2018年プランに基づき発行される新株予約権
当社の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。
- (2) 本新株予約権の割当対象者
当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されることを意味する。）の従業員
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数
当社普通株式 最大6,000株
本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2018年プランが終了していない限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式を、2018年プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

- (4) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額
金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円とする。

(6) 本新株予約権の行使期間

2018年プランに基づく米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

(7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2018年プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

(8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2018年プランの有効期間

2018年プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a) 当社の取締役会が2018年プランを決定する日、又は(b) 当社の株主が2018年プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。

(10) 2018年プランの加入者に対する情報の提供

(i) 2018年プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii) 当社が米国証券法規則701に従い2018年プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2018年プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2018年プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2018年プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2018年プランの株主による承認

2018年プランは、2018年プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2018年プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

第 11 回新株予約権の発行要領

1. 本新株予約権の名称

サンバイオ株式会社第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）。

なお、「サンバイオ株式会社 2018 年～2020 年従業員向けストック・オプション・プラン」（以下「本プラン」という。）に定める条項と本要領に定める条項が相互に矛盾する場合、本プランに定める条項が優先するものとする。

2. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数

当社及び当社の子会社（米国の 1986 年内国歳入法典（その後の改正を含む。以下「米国内国歳入法典」という。）第 424 条 (f) で定義されるところを意味する。）の従業員

当社の従業員 5 名及び当社子会社の従業員 16 名、合計 21 名に対し、合計 3,200 個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

サンバイオ株式会社普通株式 3,200 株

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合等の比率

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

4. 本新株予約権の総数

3,200 個

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。但し、上記第 3 項に定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

5. 本新株予約権の払込金額

金銭の払い込みを要しないものとする。但し、有利発行には該当しない。

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

7. 本新株予約権の権利行使期間

2018 年 5 月 15 日（日本時間）から 2028 年 3 月 12 日（日本時間）（以下「行使期間満了日」という。）まで

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から 3 ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第 22 条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務

提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権は、本プラン第11項に従い本プランが当社の株主により承認されない限り行使することができない。2018年4月30日までに開催される当社の株主総会において本プランが当社の株主により承認されない場合には、本新株予約権は行使可能となることなく自動的にかつ直ちに消滅し、本新株予約権者は、本新株予約権者又はその目的である当社の普通株式につき何らの権利も有しないものとする。

本第9項において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i) 当社の許可を得た休職又は(ii) (a) 当社の事務所間の移動若しくは(b) 当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

10. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法

律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)米国証券法規則 701 により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が 1934 年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第 13 条又は第 15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則 12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則 12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則 16a-1(h)及び規則 16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則 701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則 12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則 12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則 12h-1(f)免除に依拠しない場合には本プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

11. 当社による本新株予約権の取得

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、又は当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (b) 本新株予約権者が上記第 9 項の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者の間で締結する「Warrant Agreement」の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

12. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編

行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第 409 条 A に従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 6 項に定める行使価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第 409 条 A に従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記第 9 項に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記第 10 項に定めるところと同様とする。

13. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

14. 本新株予約権の割当日

2018年5月15日（日本時間）

第 12 回新株予約権の発行要領

1. 本新株予約権の名称

サンバイオ株式会社第 12 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）。

2. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数

当社のコンサルタント 1 名に対し、4,000 個

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

サンバイオ株式会社普通株式 4,000 株

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合等の比率

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

4. 本新株予約権の総数

4,000 個

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。但し、上記第 3 項に定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割

り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

5. 本新株予約権の払込金額の算定方法

各本新株予約権の払込金額は、ブラックショールズモデルにより、以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に対象株式数（上記第4項に定める意味とする。）を乗じた金額とする。

但し、ブラックショールズモデルによる算定方法は以下の通りである。なお、上記により算出される払込金額は本新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する金銭債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

①1株当たりのオプション価格（C）

②株価（S）：2018年5月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の終値）

③行使価額（X）：割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額

④予想残存期間（t）：5年

⑤ボラティリティ（σ）：3.1年間（上場日から2018年5月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り（λ）：1株当たりの配当金（2018年1月期の配当実績）÷上記②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（N(・)）

6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第 424 条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第 260.140.41 条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

7. 本新株予約権の権利行使期間

2018 年 5 月 15 日（日本時間）から 2028 年 3 月 12 日（日本時間）（以下「行使期間満了日」という。）まで

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 本新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供

者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本第9項において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i) 当社の許可を得た休職又は(ii) (a) 当社の事務所間の移動若しくは(b) 当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義される Incentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

10. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法

律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)米国証券法規則 701 により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が 1934 年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第 13 条又は第 15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則 12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則 12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則 16a-1(h)及び規則 16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則 701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は(ii)本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則 12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則 12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則 12h-1(f)免除に依拠しない場合には、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

11. 当社による本新株予約権の取得

- (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、又は当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (b) 本新株予約権者が上記第 9 項の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (c) 本新株予約権者が、当社と本新株予約権者の間で締結する「Warrant Agreement」の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

12. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編

行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、(i) ISO の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第 424 条に従って行われるものとし、(ii) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第 409 条 A に従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第 6 項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、(i) ISO の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第 424 条に従って行われるものとし、(ii) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第 409 条 A に従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記第 9 項に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記第 10 項に定めるところと同様とする。

13. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

14. 本新株予約権の割当日

2018年5月15日（日本時間）